

平成 26 年 1 月 15 日

各 位

会社名 : 株式会社 T A S A K I  
(コード : 7968 東証第一部)  
代表者名 : 代表執行役社長 田島 寿一  
問合せ先 : 人事総務部IR担当マネジャー 田中 雅彦  
(TEL : 080-2461-3910)

### ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日付取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、第 5 回新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の株価と当社及び当社子会社の従業員の受ける利益を連動させることにより、当社及び当社子会社の従業員の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者及び割当てを受ける新株予約権の数

当社及び当社子会社の従業員 2 名 250 個

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式 25,000 株

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

なお、上記に従い株式数の調整を行う場合における計算式中の株式数については、新株予約権、新株予約権付社債、取得条項付株式、取得請求権付株式、その他当社普通株式に転換することができ

る一切の証券(A種優先株式を含み、以下「新株予約権等」という。)につき、その全部について権利行使がなされ、当社普通株式が発行又は交付されたものとみなして調整を行うものとする。

(3) 募集する新株予約権の総数

250 個

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。但し、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権を割り当てる日

平成 26 年 2 月 1 日

(5) 新株予約権 1 個と引換えに払込む金銭 (払込金額)

割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される 1 株あたりの価額に付与株式数を乗じた金額とする。但し、当社は新株予約権者に対し、払込金額の総額に相当する報酬を支給することとし、当社と新株予約権者は、会社法第 246 条第 2 項に基づき、新株予約権者の報酬等にかかる債権債務と新株予約権の払込金額の払込みにかかる債権債務を、割当日において対当額にて相殺する。なお、上記により算出される価額は公正な評価単価に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

(6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額 (以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた額とする。行使価額は 600 円とする。

なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{1株あたりの時価}} \\ \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}{\text{行使価額} \quad \text{行使価額}}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済の普通株式総数から当社が保有する当社の普通株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い行使価額の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

なお、上記に従い行使価額の調整を行う場合における計算式中の株式数については、新株予約権等につき、その全部について権利行使がなされ、当社普通株式が発行又は交付されたものとみなして調整を行うものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成 27 年 2 月 1 日～同 34 年 1 月 31 日

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権割当日から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役又は従業員（以下「役員等」という。）の地位にあり、会社法その他日本の法令若しくは海外の法令又は当社若しくは当社の関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じておらず、かつ、当該法令若しくは社内規則の重大な違反又は新株予約権引受契約の違反に該当する行為がないことを要する。但し、当社又は当社の関係会社の役員等を任期満了により退任した場合又は定年退職した場合、その他当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、以下の事由が生じた場合、新株予約権者からいつでも新株予約権を無償にて取得することができる。但し、新株予約権者が既に権利行使を行っているものについてはこの限りでない。

- ① 新株予約権者に、以下のいずれかの事由が生じているとき。但し、当社又は当社の関係会社の役員等を任期満了により退任した場合又は定年退職した場合、その他当社取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
  - (i) 当社又は当社の関係会社の役員等の地位を失ったとき
  - (ii) 会社法その他日本の法令若しくは海外の法令又は当社若しくは当社の関係会社が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由又は解職事由が生じているとき
  - (iii) 会社法その他日本の法令若しくは海外の法令又は当社若しくは当社の関係会社が定める社内規則の重大な違反、又は新株予約権引受契約の違反に該当する行為があるとき
- ② 新株予約権者が、故意又は過失によって当社又は当社の関係会社に対して重大な損害を与えたとき
- ③ 当社の倒産又は解散によって、当社が新株予約権に関する義務を果たせなくなったとき
- ④ 当局が新株予約権者に対し刑事告発したとき、新株予約権者が強制捜査を受けたとき、又は新株予約権者の責めに帰すべき事由によって、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員等でなくなったとき（当局が当社又は当社の関係会社に対し、適用法令に基づいて新株予約権者を解任することを求めた場合を含むがこれに限られない）
- ⑤ 新株予約権者が新株予約権を譲渡した場合又は新株予約権の差押えを受けたとき
- ⑥ 当社取締役会が定める主要業績指標目標値を達成できなかったとき
- ⑦ 割当日以降、当社の筆頭株主が交代したとき

(12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、以下の条件に沿って再編後新会社の新株予約権を交付することを、当該株式交換に係る株式交換契約、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約、又は当該会社分割に係る分割契約又は分割計画において、定めた場合に限る。

① 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、(2)に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以

下「割当比率」という。)に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次の算式により計算し、計算による1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{当社組織再編後出資金額} = \text{当社組織再編前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

④ 新株予約権を行使することができる期間

(7)に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から(7)に定める期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(9)に定めるところと同様とする。

⑥ 新株予約権行使の条件並びに取得事由及び条件

新株予約権行使の条件並びに取得事由及び条件は(8)及び(11)の定めに準じて定める。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要するものとする。

(13) 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) その他詳細は、本取締役会決議に基づき、当社と該当新株引受権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

以上